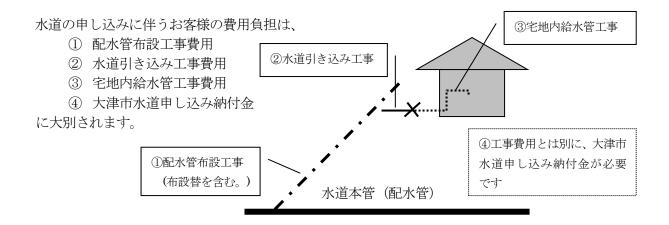
# 大津市水道申し込み納付金について

大津市企業局

#### ◇はじめに.



#### ① 配水管布設工事費用

申請地の前面道路に水道管がなく、新たに水道管を布設する必要がある場合、又は既設配水管の増径のため布設替えが必要な場合、その費用の全額又は一部を費用負担していただくものです。

なお、布設された配水管は、大津市の所有となります。

- ② 水道引き込み工事費用
- ③ 宅地内給水管工事費用

お客様個人の所有となるため、全額お客様負担となります。なお、これについては、お客様と大津市指定給水装置工事事業者との契約となります。

④ 大津市水道申し込み納付金

お客様が負担される工事費用とは別に、大津市の水道事業が投資した施設建設費の一部負担 や貴申請工事の書類審査や工事検査に要する手数料を納付していただきます。 なお、納付金の算定は、申請工事の形態や料金徴収方法によって異なります。

#### ◇大津市水道申し込み納付金とは

大津市水道申し込み納付金は、下記の項目に大別されます。

① 加 入 金: 大津市の水道事業が投資した施設建設費の一部負担をしていただく費用で、

メーター口径で金額が決まります。 【大津市水道事業給水条例(以下「条例」という。)第40条】

② 復 旧 費 : 取出し工事(道路掘削)に伴う道路部分の舗装復旧を大津市企業局で発注

する場合に要する工事費用となります。なお、経費として、工事費の20%

が加算されます。

③ 審査手数料: 水道引き込み工事又は宅内給水工事書類の審査手数料となります。

【条例第 41 条】

④ 検査手数料: 水道引き込み工事又は宅内給水工事の検査手数料となります。

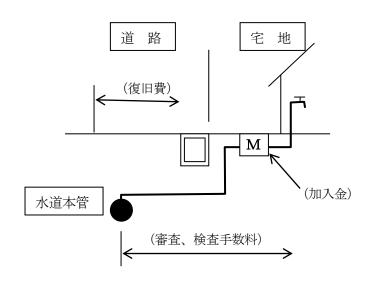
【条例第 41 条】

⑤ 各戸検針メーター設置負担金: ビル、マンション等の共同住宅で各戸検針を希望される場合に要する費用となります。

#### ◇納付金の算定について

#### 1. 一般家庭用等戸建て申し込みの場合

#### (1) 新規申し込みの場合

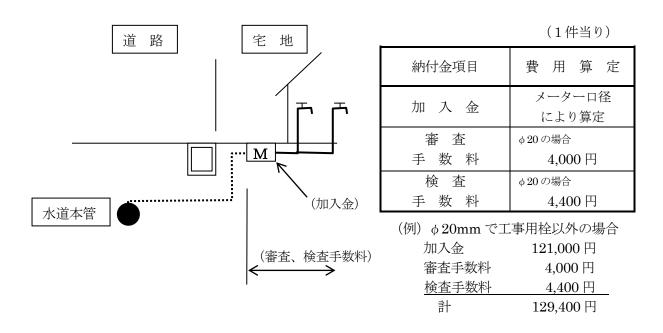


_	(1件ヨリ)		
納付金項目	費用算定		
加 入 金	メーター口径 により算定		
復旧費	(復旧面積+舗装切断 延長)により算定 経費として、工事費の 20%が加算されます。		
審 査 手 数 料	φ 20 の場合 <b>6,600</b> 円		
検 査 手 数 料	φ 20 の場合 <b>6,300</b> 円		

(1/4:当り)

# (例) φ 20mm の場合 加入金 復旧費 審査手数料 6,600 円 検査手数料 133,900 円

#### (2) 前面道路等に既存取り出し管がある場合



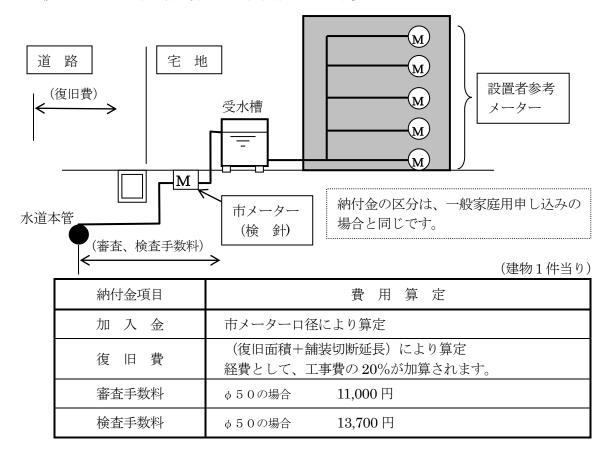
#### 2. ビル、マンション等で受水槽等による給水方式の建物の場合

ビル、マンション等で受水槽等による給水方式の建物については、メーター検針方法及び料金算定方法により、納付金の算定方法が異なります。

このことから、納付金の算定方法は、以下の3通りとなります。

#### (1) 一括メーター検針料金徴収の場合

一括メーター検針料金徴収の場合とは、一般家庭用と同様に、受水槽手前の市メーターでの 検針使用量を基準に料金算定を行う場合をいいます。



#### (2) 一括メーター検針でアパート方式での料金徴収の場合

一括メーター検針でアパート方式での料金徴収を行う場合とは、施設状況は(1)の場合と同じですが、大津市給水条例第35条で規定する「共同住宅等に関する特例」(通称:アパート方式)の適用により、水道料金の軽減を図るものです。

アパート方式での料金算定を希望される場合は、大津市企業局お客様センターへ申請をして下さい。

(建物1件当り)

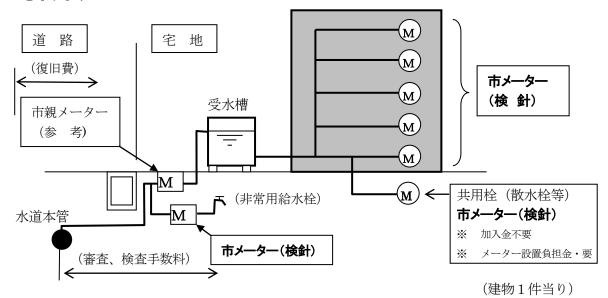
納付金項目	費用算定	
加入金	共同住宅等の各戸メーター口径での加入金 × 戸数 (共用栓は除く。)	
復旧費	(復旧面積+舗装切断延長) により算定 経費として、工事費の 20%が加算されます。	
審查手数料	φ 5 0 の場合 11,000 円	
検査手数料	φ 5 0 の場合 13,700 円	

#### (3) 集合住宅等で各戸メーター検針料金徴収の場合

集合住宅等で各戸メーター検針料金徴収を行う場合とは、(1)、(2)の親メーター一括検 針ではなく、市において集合住宅各戸のメーター検針を行うものです。

この場合、各戸に市メーターを設置するため、納付金として「各戸検針メーター設置負担金」が必要となります。

また、市親メーターの上流側に直結散水栓等(非常用給水栓)との兼用メーター設置が必要となります



納付金項目	費用算定	
加 入 金	共同住宅等の各戸メーター口径での加入金 × 戸数 (なお、受水槽以下共用栓メーターの加入金は必要ありません。)	
復旧費	(復旧面積+舗装切断延長) により算定 経費として、工事費の 20%が加算されます。	
審査手数料	親メーター φ 5 0 の場合 11,000 円 非常用給水栓側メーターが φ 20 の場合 4,000 円	
検査手数料	親メーター φ 5 0 の場合 13,700 円 非常用給水栓側メーターが φ 20 の場合 4,400 円	
各戸検針 メーター設置負担金	<b>1個当りメーター設置負担金 × メーター数</b> (共用栓メーター数を含みます。)	
その他		

## 参考メモ

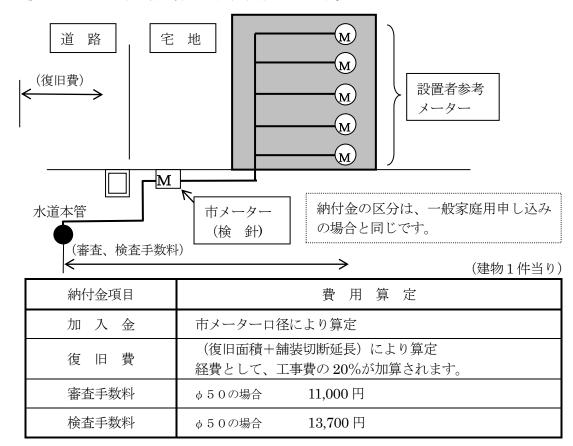
- 大津市企業局では、申請者の方々へ (3) 各戸メーター検針をお薦めしています。 (利 点)
  - ① 集合住宅等に居住されるお客様へのメーター検針、料金請求、水道料金に関する問い合わせ等について、大津市企業局で対応します。(一括検針の場合、上記の対応は設置者又は管理人の方で対応していただくことになります。)
  - ② 納付金での一時金は、一括検針の場合と比較して高くなりますが、月々の水道料金が安くなる場合が多いようです。(これは、下水道使用料も同様に軽減されます。) (納付金・料金算定早見表参照)
- ただし、各戸メーター検針を申し込まれるためには、一定の基準がありますので、 詳細は企業局お客様設備課窓口でご相談ください。

#### 3. ビル、マンション等で直圧・増圧給水方式の建物の場合

ビル、マンション等で直圧・増圧給水方式の建物については、受水槽方式と同様にメーター 検針方法及び料金算定方法により、納付金の算定方法が異なります。 このことから、納付金の算定方法は、以下の3通りとなります。

#### (1) 一括メーター検針料金徴収の場合

一括メーター検針料金徴収の場合とは、一般家庭用と同様に、市メーター(親メーター)で の検針使用量を基準に料金算定を行う場合をいいます。



#### (2) 一括メーター検針でアパート方式での料金徴収の場合

一括メーター検針でアパート方式での料金徴収を行う場合とは、施設状況は(1)の場合と同じですが、大津市給水条例第35条で規定する「共同住宅等に関する特例」(通称:アパート方式)の適用により、水道料金、下水道使用料の軽減を図るものです。

アパート方式での料金算定を希望される場合は、大津市企業局お客様センターへ申請をして下さい。

(建物1件当り)

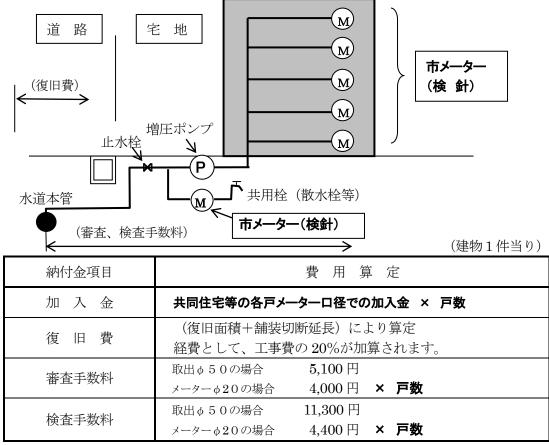
納付金項目	費用算定	
加 入 金	共同住宅等の各戸メーター口径での加入金 × 戸数 (共用栓は除く。)	
復旧費	(復旧面積+舗装切断延長) により算定 経費として、工事費の 20%が加算されます。	
審査手数料	φ 5 0 の場合 11,000 円	
検査手数料	φ 5 0 の場合 13,700 円	

※2. (2) 受水槽アパート方式と算定方法は同じです。

#### (3) 集合住宅等で各戸メーター検針料金徴収の場合

集合住宅等で各戸メーター検針料金徴収を行う場合とは、(1)、(2)の親メーター一括検 針ではなく、市において集合住宅各戸のメーター検針を行うものです。

この場合、直結散水栓等(非常用給水栓)との兼用メーターの設置が必要となります。また、 増圧給水設備がある場合は、ポンプの上流側にメーターを設置していただくことになります。



※ 戸数については、共用部分(共用栓、散水栓、非常用給水栓等)を含みます。

#### 給水施設を撤去される場合

給水装置を撤去される場合についても、撤去申請を提出していただき、それに伴う納付金が必要となります。

家屋の移転や建替等で旧施設を撤去し、新設する場合については、新旧の口径によって、加入 金の免除、差額追徴があります。

道路 (復旧費) (海査、検査手数料)

	(1件当り)		
納付金項目	費用算定		
加入金	※同時の同一場所での 新設工事分で精算する ことがあります。		
復旧費	(復旧面積+舗装切断 延長) により算定 経費: 工事費の 20%		
審査	φ75以下		
手 数 料	4,000 円		
検 査	φ75以下		
手 数 料	3,300 円		

## 大津市水道申し込み納付金一覧

#### 加入金

形質寸法	単位	納付金(円)	
		単 価	消費税込み
φ 13	1 件当り	80,000	88,000
φ 20	1 件当り	110, 000	121,000
φ 25	1 件当り	170, 000	187, 000
φ 40	1 件当り	490, 000	539, 000
$\phi$ 50	1 件当り	760, 000	836, 000
φ 75	1 件当り	2, 000, 000	2, 200, 000
φ 100	1 件当り	4, 000, 000	4, 400, 000
φ 150	1 件当り	11, 000, 000	12, 100, 000
φ 200	1 件当り	管理者が別に定める額	

#### 審査及び検査手数料

区分		メーターの口径	手数料(1か所につき)(円)	
			設計審査	工事検査
新設	ア 引込管及び引込管以	20㎜以下	6, 600	6, 300
	外の給水装置を設ける	25mm 及び 40mm	8, 800	9, 400
	場合	50mm 及び 75mm	11, 000	13, 700
		100mm 以上	管理者が別に定める額	
	イ 引込管のみを設ける	20㎜以下	2, 900	4, 400
	場合	25mm 及び 40mm	4,000	6, 700
		50mm 及び 75mm	5, 100	11, 300
		100mm以上	管理者が別に定める額	
	ウ 引込管以外の給水装	20㎜以下	4,000	4, 400
	置のみを設ける場合	25mm 及び 40mm	6, 200	5, 200
		50mm 及び 75mm	9, 500	6, 700
		100mm 以上	管理者が別に定める額	
	エ 工事用に使用する仮	75mm 以下	1,800	2, 900
	設水栓を設ける場合	100mm 以上	管理者が別り	に定める額
改造	ア 引込管の変更を含む	20mm 以下	9, 200	7, 100
	場合	25mm 及び 40mm	11, 900	10, 600
		50mm 及び 75mm	14, 500	16, 000
		100mm 以上	管理者が別に定める額	
	イ アに掲げる場合以外	20mm 以下	5, 100	4, 000
	の場合	25mm 及び 40mm	7, 300	4, 800
		50mm 及び 75mm	9, 900	6, 300
		100mm 以上	管理者が別に定める額	
撤去	ア 引込管の撤去を含む	75mm 以下	4,000	3, 300
	場合 100mm 以上		管理者が別に定める額	
	イ アに掲げる場合以外	75mm 以下	2, 200	2, 500
	の場合	100mm 以上	管理者が別り	に定める額

<sup>※「</sup>各戸検針メーター設置負担金」及び「舗装復旧費 (舗装切断工)」については、お客様設備課 (TEL 077-528-2605) までお問合せください。

<sup>※</sup>水道使用料金については、お客様センター (料金収納課内) (TEL 077-528-2603) までお問い合わせください。